

健康

国民健康保険限度額適用および標準負担額減額認定書の申請・更新について

限度額適用および標準負担額減額認定証とは、国民健康保険に加入されている方が入院する場合、あらかじめ役場窓口へ申請し、交付を受けた「認定証」を医療機関の窓口で提示すると、一つの医療機関での支払いが自己負担限度額までとなるものです。

また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代（標準負担額）も減額となります。

■対象者

国民健康保険加入者で、次に該当する方。

①70歳未満の方

②70歳以上75歳未満の方で、住民税非課税世帯の方

※ただし、国民健康保険税の滞納がない場合に限りです。

■認定証の種類

▷住民税課税世帯の方には、入院時の医療費が適用となる「限度額適用認定証」が交付されます。

▷住民税非課税世帯の方には、入院時の医療費かつ食事代が適用となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

■認定証の有効期限 有効期限は、交付された月の初日から直近の7月31日までです。

引き続き入院される場合は、認定証の更新手続きが必要です。

■手続き 交付および更新の手続きは、役場窓口にて備え付けの申請書を提出してください。

▷必要なもの

- ・保険証
- ・認め印

※住民税非課税世帯の方で長期申請（入院日数が91日以上）をされる方は、過去1年間で91日以上入院日数が分かる領収証または入院期間証明書が必要です。

※世帯の中に、確定申告や住民税の申告をしていない方がいると、上位所得者世帯とみなされますので、必ず申告をしてください。

閏町民生活課 ☎72-6933

健康

国民健康保険高齢受給者証更新について

国民健康保険に加入されている方で、70歳以上75歳未満の方は、70歳の誕生日の翌月（誕生日が1日の方はその月）から、病院などで診療を受ける際の自己負担割合が2割（平成24年3月末までは1割）または3割（平成22年の住民税課税所得および収入額が一定額以上の場合）となり、国民健康保険高齢受給者証が交付されます。

現在高齢受給者証をお持ちの方で、有効期限が7月31日となっている方には、8月1日からの新しい高齢受給者証を7月末までに郵送します。

受診の際には、保険証と一緒に高齢受給者証を提示してください。

閏町民生活課 72-6933

福祉

ひとり親家庭医療費受給者の皆さんへ

現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日となっています。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

■受付日時

7月20日⑧9:00～19:15

7月21日⑨9:00～17:15

7月22日⑩9:00～17:15

■受付場所 健康福祉課

■必要なもの

- ・ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ・ひとり親家庭医療費受給者証（青色のカード）
- ・受給者と児童の健康保険証
- ・受給者と児童の戸籍謄本（児童扶養手当受給者は除く）
- ・児童扶養手当証書（手当受給者のみ）
- ・平成23年度所得課税証明書（平成23年1月1日現在、小野町に住所を有していなかった方のみ）
- ・児童の父または母が障がい者の場合は、診断書または障がい者手帳

閏健康福祉課 ☎72-6934

福祉

重度心身障害者医療費受給者の皆さんへ

現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日となっています。

8月1日以降も引き続き医療費の助成を受けるためには更新手続きが必要です。忘れずに手続きをしましょう。

■受付日時

7月25日⑧9:00～17:15

7月26日⑨9:00～17:15

7月27日⑩9:00～19:15

■受付場所 健康福祉課

■必要なもの

- ・重度心身障害者医療費受給者証（ピンクのカード）
- ・障がい者手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑

閏健康福祉課 ☎72-6934

募集

小野町職員採用候補者試験を実施します

平成24年度小野町職員（高校卒程度）採用候補者試験を次のとおり実施します。

■採用職種および採用予定人員

行政 1人程度

■受験資格

平成2年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方（学歴を問いません）

■試験方法・期日・場所

▷第一次試験

筆記試験（教養試験）

9月18日⑧ 多目的研修集会施設

▷第二次試験

11月上旬頃実施予定

■申込用紙の請求 申込用紙は、総務課でお渡しするほか、町のホームページからもダウンロードできます。

郵送での請求の場合は、80円切手を貼った自分あての返信用封筒を同封してください。

■受付期間 7月13日⑧～8月12日⑩

※郵送による申込書提出は、8月10日⑩までの消印のあるものが有効

閏総務課 ☎72-2111